

申込に必要な書類（若者向け賃貸住宅店舗用）

飲食店用

鳥取市建築住宅課

			発行場所等
○	「身元」の確認書類	・申込みに来る方の「身元」確認書類が必要です。	詳しくは、 別紙を参照 ください。
○	納税状況確認願 [用紙は最終ページ]	・申込家族全員が鳥取市税【市民税・固定資産税・軽自動車税】を滞納していないことを確認するために必要です。 詳しくは「表紙」を参照ください。 ※ 前回申込み時の証明書は使用できません。 ※ 申請者が入居予定者でない場合、同意書欄に記入・押印が必要です。	【証明場所】 本庁舎(徴収課) 又は 支所(市民福祉課)
	住民票抄本	・申込時点で鳥取市外に住民票がある方 申込者本人の省略のない住民票 (世帯主との続き柄・本籍、筆頭者が記載されたもの)	住所地の 市町村役場
	[令和7年度] 所得課税証明書	・R7.1.1時点で、鳥取市外に住民票があった方 ※ 申込家族全員分が必要です。 ※ 令和7年度(令和6年分所得)の証明書が必要です。	R7.1.1に住民票 があった市町村 役場
注) 1	調理師免許	調理師免許を持っていれば食品衛生責任者の資格は不要	
	食品衛生責任者資格	食品衛生責任者となれる資格を証明する書類（原本）調理師免許を持っていなければ必須	鳥取市保健所
○	開業計画書	入居決定を受けてから開業に至るまでのスケジュール	任意様式
注) 2	営業許可	入居決定後取得し提出のこと	鳥取市保健所

- 注)1 調理師免許または食品衛生責任者資格の所有者でなければ飲食店の営業許可は出ないので、なければ開業までに必ず取得が必要。申込時にどちらも持っていない場合は取得予定を開業計画書に記載し速やかに取得すること。
- 2 営業許可については事前取得できないので、入居決定後ただちに申請し、取得でき次第提出すること。

※ 申込時に上記○印のもの全てを揃え、申込書と併せて提出してください。

申込に必要な書類（若者向け賃貸住宅店舗用）

鳥取市建築住宅課

			発行場所等
○	「身元」の確認書類	・申込みに来る方の「身元」確認書類が必要です。	い。照く く。だ さ 【別紙】 を参 詳しくは、
○	納税状況確認願 [用紙は最終ページ]	・申込家族全員が鳥取市税【市民税・固定資産税・軽自動車税】を滞納していないことを確認するために必要です。 詳しくは「表紙」を参照ください。 ※ 前回申込み時の証明書は使用できません。 ※ 申請者が入居予定者でない場合、同意書欄に記入・押印が必要です。	【証明場所】 本庁舎（徴収課）又は 支所（市民福祉課）
	住民票抄本	・ <u>申込時点で鳥取市外に住民票がある方</u> 申込者本人の省略のない住民票 （世帯主との続き柄・本籍、筆頭者が記載されたもの）	住所地の 市町村役場
	[令和7年度] 所得課税証明書	・ <u>R7.1.1時点で、鳥取市外に住民票があった方。</u> ※ <u>申込家族全員分</u> が必要です。 ※ 令和7年度(令和6年分所得)の証明書が必要です。	R7.1.1 に住民 票があった市 町村役場
○	開業計画書	入居決定を受けてから開業に至るまでのスケジュール	任意様式
○	営業証明書	営業に係る公的機関の許可証等の写し（営業内容を証明するもの）	鳥取市に法人市民税を申告済みであれば市民課

※ 申込時に上記のもの全てを揃え、申込書と併せて提出してください。

様式第2号(第2条関係)

若者向け賃貸住宅貸店舗入居申込書

年 月 日

鳥取市長 様

申込者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり若者向け賃貸住宅貸店舗に入居したいので、関係書類を添えて申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(法人にあつては、同条第2号に規定する暴力団)であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異議ないことを誓約します。

申 込 店 舗	
営 業 の 種 類	
連 絡 先 住 所 ・ 電 話	
法 人 名 又 は 代 表 者 名	
出 店 内 容 (具体的に記入)	
営 業 に 伴 う 設 備	
そ の 他 参 考 資 料	